

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	<small>きたがわ</small> 北川ダム建設事業 滋賀県 <small>たかしまし</small> (滋賀県高島市)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、河道改修案が優位であり、総合的な評価として、河道改修案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>
ダム事業 (補助事業)	<small>いっき</small> 五木ダム建設事業 熊本県 <small>くまぐんいっきむら</small> (熊本県球磨郡五木村)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2：社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。